

# 2023 年度 佐高教組 分会活動のしおり



「納得」と「共感」にもとづく運動をめざして

佐賀県高等学校教職員組合

(略称:佐高教組、高教組)

〒849-0916

佐賀市高木瀬町大字東高木 227-1

教育会館 4 階

TEL0952-31-7711

FAX0952-31-7713

メール sakoukyoso@chime.ocn.ne.jp

<http://sakoukyoso.s1008.xrea.com/>

佐賀県高等学校教職員共済会

(略称:佐高教共済会)

専用 TEL0952-30-0885

住所、FAX は高教組と同じです。

## はじめに

皆さんが分会の役員をすることになったきっかけは何でしたか？ 分会での役員選挙で決まったから、頼まれたから、本当はやりたくないけどしぶしぶ引き受けた、他にやってくれる人がいないから何年やっている、ということがありませんか。

始めて分会役員を引き受けた人にとっても、何年も引き受けている人にとっても、「やらされる」組合活動になってしまっただけでは、苦痛で組合をやめたくなくなってしまいかもしれません。

「やらされる」組合活動から、気持ちと体の方向を変えていきませんか。組合活動の意義がわかってきて、活動に自発的に関わっていかうと思えるようになっていきたいのです。表紙にも書きましたが、組合は「納得」と「共感」にもとづいた運動を目指したいと思います。

いま、組織の在り方を根本から考えないといけない状況にあります。仕事と生活のゆとりを失い、つきあいが難しくなり、労働者の集団的関係性が失われています。理不尽なことに声をあげる「まともな人間関係」よりも、自己責任論のもとに自分の努力不足に原因をさだめ、社会を責めても仕方がないと思わされ、苦しさを感じても自分の内側に封じ込めてしまい、社会に発信できにくくされています。

また、うまくいかないことを安易に責任転嫁し、問題解決に関わろうとせず、現実から目をそむけ、無関心をよそおう傾向もあります。

これらが労働組合の団結の基盤を崩してきたといえます。

労働組合を職場から立て直すためには、人間的なつながりを取りもどすことが重要です。とりわけ、理不尽なことを認めない「まともな人間関係」をつくる努力が極めて重要です。相手の立場に立って考えること。自己主張できる人間関係。少数意見で

あっても尊重される関係。合意形成のための自由な討論。これを組合としても、分会においても目指していくことをよびかけたいと思います。

現実には、組合員の数が少ない分会が増えてきました。仕事が忙しくて、集まることもままならない事情があると本部も受け止めています。

「分会会議に集まってくれるだろうか」

「少ない人数でやっても元気がでない」

「うちの学校は何の活動もなされてない」

「勤務時間中に組合の話をするのが気まずい」

組合は時間も労力も組合費も取られて、とネガティブな気持ちになることもあるかもしれません。そんな時こそ、新しい気づきがあるのではないのでしょうか。ひとりで抱え込んでいたり、不満を誰にも言えずにいたりとか。面倒だけど、話し合うことで組合員どうしの理解がひろがり、気持ちがあたたかくなることがあると思います。

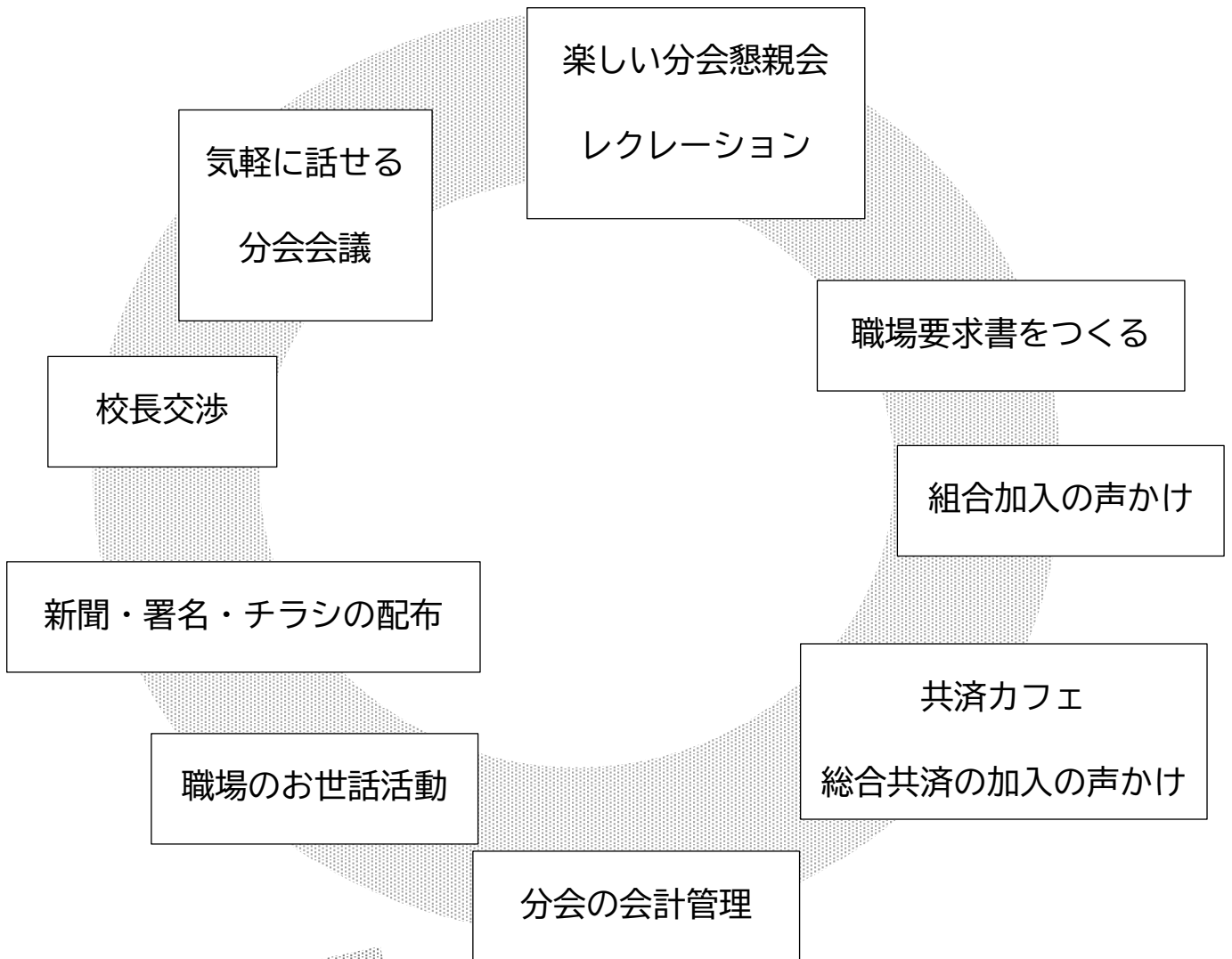
少ない人数でも、萎縮せずに。また、背負いすぎずに。できること、伝えられることはあります。これまで活動がなかったとしても、声をかけることから変化は生まれます。組合の力は、組合員ひとり一人の要求にこそあるのです。

私たちが働くなかで、様々な困難に直面することがあります。そんな時に「しかたがない」とあきらめ、意見を言うのもためらっては、状況は変わりません。

自分たちが「こうありたい」と思う働き方や職場環境の改善をめざして、おかしいと思った事はおかしいと言ってみませんか？ 要求が実現する職場作りのために、顔をあわせて、対話を通じてお互いの理解を深めていきましょう。その積み重ねが、働きやすい職場づくりにつながると思います。

引用文献「学習の友 2023年4月号（労働者教育協会編）」

# 分会活動のイメージ



高教組 本部

分会で困ったことが起きた時、  
これってどうなんだろうと思うとき、  
管理職の言うことが変だなと思うとき、  
ぜひお電話ください

## 気軽に話せる分会会議

分会会議は職場の状況にあわせて開催しましょう。顔を合わせて、気軽に話をしたりすることから始めてみませんか。

「勤務時間内だから組合活動はやってはいけない!？」 忙しい仕事のあいまに、組合に話をするのをためらってしまうことがあるかもしれません。ためらいが積み積もっておっくうになると分会のことに意識が向きにくくなります。そこに勤務時間内だからと行動を抑制すると、「何もできない。もうやーめた」と悪循環になってしまいます。

勤務時間内であっても、組合の話をするには問題ありません。新聞の配布やお知らせや相談などは、勤務時間内でも大丈夫です。

分会会議は勤務時間外におこないます。会議の場所や時間は組合員に知らせるとともに、出来れば管理職にもひとこと伝えておきましょう。

分会会議に、軽食補助として参加者一人あたり500円までの補助があります。500円に収まるように購入するのもいいですし、500円を超えるものを買って一部自己負担という方法もあります。



### 【分会会議で何をするの?】

分会会議の活動が定着している分会は、これまでの経験を活かしていきましょう。以下のことは、参考として挙げています。

- 職場の施設改善要求や、働き方に関する要望などの意見交換
- 佐高教新聞の配布
- 署名・アンケートの配布と回収（集約の締め切り日にご協力をお願いします）
- 分会懇親会やレクリエーションの計画
- 組合加入や総合共済の声かけをする対象者を考えてみる
- 上記に関係の無いことでもオッケー

「カムカム執行部」という取り組みをおこなっています。職場の声を聞く事、顔を合わせる事が本部の役目でもあるので、ぜひ呼んでください。日時の調整のた

め事前にお知らせをいただくと助かります。

2023年度は、本部役員が分会に出向いていく活動をおこないます。組合や共済に関して30分ほどお話をします。学習をすることで、お互いに理解を深めていく取り組みです。あらかじめ日時を決めて訪問する予定ですが、職場の状況に対応して日程調整をしていきます。

## 楽しい分会懇親会・レクリエーション

楽しく食事をしながら、ゆっくり色々な話をする時間が必要だと思います。飲食店での開催や、少し豪華な弁当を注文して職場懇親会でも良いです。懇親会を企画したら、まだ組合に入っていない人も誘ってみましょう。懇親会、食事会の実施方法や、補助について相談がある方は、本部にご連絡ください。



学期に1度（年3回）の開催に、参加者一人あたり 2,000 円までの補助をします。未組合員も、3人分まで補助をしますので、組合加入の声かけをお願いします。未組合員3名分の補助は、組合員を増やすための取り組みであることの趣旨をぜひご理解ください。

分会レクリエーション（年1回）の開催に、参加者一人あたり 2,000 円までの補助をします。「分会主催のボウリング大会」がこれにあたります。未組合員も、3人分まで補助をします。複数校で開催する時も補助をします。レクリエーション実施される場合には、必ず全組合員にご周知をお願いします。

### 【分会会議、懇親会補助の申請の方法】

報告用紙はこの冊子の巻末にあるものか、佐高教組ホームページの「ダウンロード」コーナーより利用して下さい。報告書に必要事項を記載し、領収証（レシート

でもいいです)を添付して提出してください。報告書が本部に届いたら、指定された銀行口座へ送金をします。受け付けてから半月から一か月以内に送金をしますが、送金のお知らせはありませんので通帳口座を確認して下さい。提出方法は郵送・FAX・メール・持参のいずれでも構いません。メールだと経費節減になり、分会に控えとして置けるのでおすすめします。

## 職場要求書を作る

組合活動の最も大事なことは、職場に根差した要求を実現する事です。組合員のひとり一人に要求があり、その想いを出し合う場をつくるのが大切です。どんな意見であっても、分会会議だったら受け止めてもらえるという雰囲気をつくっていきましょう。基本ルールは「発言する人を非難しない」ということです。

実際に要求を出し合ったら、様々な意見が出ることもあれば、なかなか意見が出ないということもあるかもしれません。要求は決まった形式があるわけではありませんが、「働き方に関する事」「学校の施設設備に関する事」「職員の配置に関する事」「管理職の発言で気になること」などがあります。

これらの要求は、できれば校長交渉で使ったり、中央委員会など組合の会議で発言をしてもらえると分会相互の交流につながって有意義になると思います。

## 組合加入の声かけ

組合加入の声かけは大事だけど、何をどう言ったらいいかわからない。声掛けをあまりやっていなかったら、そう思うのは自然なことでしょう。声掛けの経験がある人でも、以前と何かが違うなと感じるものがあるかもしれません。



組合員が多数だった頃は組合に入るのが当たり前の雰囲気があり、組合から様々な補助が得られていた時は、もらえるからと誘う材料がありました。加入のきっかけになっていましたが、サービスを受ける関係にとどまってしまい、組合本来の意

義を伝えきれたかと振り返ったら、十分ではなかったと言えます。

今、要求実現のために組合に入ってもらいたいと、正面から誠実に呼びかけることが大切になっています。本部役員が分会に出向いて一緒に説明をすることはできますし、最大限の協力をしていきたいと思いますが、職場の人間関係に勝るものはありません。普段から顔を合わせて話し合える関係をつくるのが大事です。

まず、誰に声をかけるか、対象者を決めます。個別に話してもいいですし、分会会議や懇親会に誘って話す場を作るのもいいです。話すときに大事にしたいのは、対話の姿勢です。相手は組合について知らないか、または組合に対してイメージでとらえ、観念的にとらえてしまうことがあります。ひとり一人理解の度合いは違うでしょうし、組合に理解を深め共感にいたるプロセスを大事にすることを呼びかけたいと思います。今年度作成した加入パンフレットも活用してください。

組合加入を断られても根に持たない。相手を決めつけない。うまく説明ができなかったと自信を失わないことが大事です。

## 共済カフェ

共済のことを知りたいけど、忙しくて考える暇がない。そんな声にお応えして、本部担当者がおかし持参で職場に伺います。共済のことをわかりやすくお話しします。職場内で呼びかけ、日時と場所、欲しいお菓子の種類や個数が決まったら、高教組に連絡してください。説明時間をご要望にお応えできるようになります。学校へ行きます！

共済カフェは、管理職の参加もできるよう幅を広げています。もちろん、未組合員の参加も歓迎します。



## 【総合共済の声かけをすすめてみましょう！】

総合共済は毎月600円の掛け金で、冠婚葬祭のお見舞金や記念日のお祝い、退職時には掛け金が積み立てられて還元がされる、全国の仲間の支え合いによる共済



です。佐高教組は、総合共済に組合員・未組合員の垣根なく、多くの人に参加をすすめています。給付がお得な制度だというのがありますが、加入者のすそ野がひろがり、組合や共済に対する理解が広がることを期待しています。

総合共済の加入者が分会で3名増えるごとに、10,000円相当のプレゼントをおこなうキャンペーンをおこなっています。

全教共済の「火災共済、医療共済、生命共済」は組合員が利用できることとし、管理職になった方は継続して利用しています。

## 校長交渉

年度の早い時期に、校長に分会役員としてあいさつにいき、今年度の分会役員の紹介をしましょう。事前に訪問の日時と訪問予定者を伝えておきます。校長によっては勤務時間内の対応ができるかもしれませんが。校長の中には組合活動に理解がある人もいますが、組合活動の経験がない人もおられます。誠実に対応することでお互いの理解をふかめましょう。

従来から、「四点確認」という分会活動を年度始めにおこなってきました。

- ①憲法をはじめ、関連する法令を遵守した学校運営をおこなうこと
- ②職員会議を校務運営の中心におき、全職員の意見を尊重し、民主的な運営をおこなうこと
- ③生徒の学力向上、民主的人格完成等を全職員と一致団結して、その解決に努力すること
- ④職場における労働慣行を尊重すること

職場要求を伝えることも、校長交渉の大事な活動です。施設設備の改善や学校運営に関する要望など、組合員の声を伝えていきましょう。

## 【校長交渉の法的根拠について】

公立学校教職員に適用されている地方公務員法は、スト権や労働協約締結権は否定していますが、団結権、「書面による協定」締結権、勤務時間中に交渉する権利等は保障しています。これらに関する地方公務員法の規定は次のとおりです。

### 地方公務員法第55条

1項 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与・勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれらに付帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申し入れがあった場合においては、その申し入れに応ずべき地位に立つものとする。

8項 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行うことができる。

9項 職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の定める規定に抵触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができる。

10項 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において誠意と責任をもって履行しなければならない。

判例 校長は、学校管理規則によって校長の権限とされている事項については、交渉の相手方である「当局」に当たる。（浦和地裁 1962年9月29日）

人事異動の時期には、人事異動で悩みを抱えている教職員の声をうけて、「重点異動・留任」を県教委へ組合から働きかけています。校長に要望を伝えることも、大事な取り組みになります。

## 署名活動、アンケート調査活動

署名は全国的な要求運動として取り組むことが多いです。アンケートも要求や交渉の際に貴重な根拠・資料となります。なるべく提出期限がわかるように明示して、署名やアンケートを配るようになっています。配布や回覧方法を分会できめて、期限内の回収・提出にご協力ください。返信用封筒をその都度配布しますのでご利用ください。アンケートや調査の集計は本部で行います。

### 年間における署名やアンケート

えがお署名	春（4～6月）	来年度の政府教育予算の拡充を求める署名
専門部の署名	夏～秋	定通部、実教部、現業部、養護教員部
教育全国署名	秋	少人数学級実現を中心とした教育要求
教職員要求アンケート	秋	結果を交渉にも活用しています
管理職評価（役評）	秋	管理職が民主的學校運営をおこなっているかどうか
高校生就職内定・実態調査	11月・2月	おもに実業系高校に協力を依頼しています

アンケートではありませんが、分会から提出してもらえるとありがたいです。

- ① 年度末の教職員転出入一覧
- ② 1年間の学校行事予定表

## 職場のお世話活動

組合員の休職・復職、年度途中の異動（退職）、慶弔がありましたら、高教組へ連絡をお願いします。組合員の自宅住所が変わった場合はお知らせください。組合旅費の計算や共済案内発送の際に手続きをおこないます。

組合員が職場で何か困った事態になった時や、相談事があるときは、遠慮なく高教組へご相談ください。

項目	給付額	備考
結婚祝い金	5,000 円	
出産給付金	5,000 円	男性組合員も対象とする
進学・就職祝い金	5,000 円	対象年齢＝18 歳
退職祝い金	10,000 円	正規職員のみ、通算 1 回
傷病お見舞い金	10,000 円	連続 10 日以上(同一疾病年度1回)

※正規職員と 1,500 円組合員で区別し、1,500 円組合員は納付額を半額とします。

項目	金額等	備考
死亡弔慰金	20,000 円、生花、弔電	本人のみ

組合員は、無料法律相談が利用できます。

私事に関することでも対応します。年度内に1回の相談を対象とします。相談料 5000 円を高教組が負担します。職務や組合運動に関わる相談内容で、本部役員同席の場合等は2回目以降も可能です。弁護士事務所は「佐賀中央法律事務所」です。

佐賀市中央本町 1-10 寺元ビル3階 電話 0952-25-3121

面談が基本ですが、ZOOM も対応します。

相談を希望する場合

- 1 高教組に電話をする。
- 2 弁護士事務所に予約を入れ、「高教組の無料相談を利用する」と伝える。

## 組合から支払う旅費

県内交通旅費は出発地から行事開催地と帰着地までの距離数に20円をかけ、500円の日当を加算しています。毎月25日に行事参加旅費を参加者に振り込み、明細を分会に送付しています。

2023年2月の中央委員会で、「行事後にインターネットバンキングで参加者に振込みます。これまで送付していた個人明細の送付はやめて、通帳記帳にてご確認をお願いします。年度末に1年分の行事参加明細を作り、分会へ届ける予定です」としていましたが、業務委託業者との調整がさらに必要であることがわかり、上記の実施は1年延期することにします。分会役員、組合員にとってより良い方法を検討していきます。

## 分会会計について

正規職員・再任用職員の組合費は給料から引去りをおこないます。臨任等の方は銀行口座から引去りをおこないます。分会会計を独自にもっている分会は、分会費の集め方について確認をお願いします。

分会で会計担当をおいているところは、「分会名義の通帳」があると思います。通帳には分会名と代表者名が記載されていることがあるので、代表者名が変わる場合や通帳口座番号が変わる場合は確認をして、高教組に連絡をお願いします。分会通帳がないところは、分会会議補助などの費用を立て替えて支払った方や、代表者の通帳に送金をします。

4月の中央委員会で「共済事務手数料」を各分会にお渡ししています。分会の共済加入者の数に応じて金額を定めています。お金の使い道は分会会議や懇親会、未組合員の声かけ、共済加入の促進などに有効に使ってください。

## 組合の会議

組合の会議は、執行部から活動方針の提案などをおこないます。あわせて、分会から要望や意見、要求に関する交流をおこなうことで、充実した会議にすることを心がけています。会議案内を随時おくりますので、文書の確認と参加報告の協力をお願いします。やむを得ず欠席をされる場合も、ご連絡をお願いします。

定期大会	年度方針の確立をします。 2023年6月10日（土）13：30～
中央委員会	活動計画の提案などをおこないます。 2023年 4月15日（土）10：00～ 2023年 9月23日（土）10：00～ 2024年 2月23日（金・祝日）10：00～
人事対策委員会	2023年12月9日（土）10：00～ 2024年2月23日（金）（中央委員会と同じ）
専門部の会議	常任委員会、委員会、定期総会、学習会など

## 県教委交渉

分会で話し合ってきた要求は、県教委交渉で訴えることが、組合活動の大きな結節点となります。県教委交渉にぜひ参加しましょう！

時期：5月末～6月初旬（1回）

10月末～12月（2～3回程度）

内容：賃金、権利、労働条件、定数について。

各分会から参加をお願いします。

平日の午後に開催されることが多いです。参加は職務免除扱いとなります。

## レクレーション

ソフトボール、バレーボール、ボウリング大会をおこなっています。行事計画が決まったら案内を分会におくりますので、参加者を募ってください。職場で誘い合った練習会や、当日の試合後に親睦会を企画しています。

## 中央行動

私たちの要求を実現するために、政府省庁や国会議員への要請行動をおこなっています。全国の仲間とともに東京都内、おもに霞が関や国会周辺で行動をします。参加をするためには学校を休まなければなりません、貴重な経験が得られます。定例でおこなわれている行動を紹介します。この他にもおこなわれることがあります。計画が決まりましたら案内をします、参加を希望される方は高教組へご連絡ください。

5月中旬（平日）：高校組織中央行動

7月初旬（平日）：教育全国署名スタート集会

7月下旬（平日）：人勧闘争中央行動

12月初旬（平日）：教育全国署名集約集会

3月初旬（平日）：春闘中央行動

## 高教組のホームページに掲載している書類

### 【各種申請用紙】

- 分会会議 報告用紙
- 分会懇親会 報告用紙
- 分会レクレーション 報告用紙
- 職場要求アンケート用紙
- 組合声かけアンケート用紙
- 組合紹介チラシ
- 組合加入申請書
- 結婚祝い金 申請用紙
- 出産祝い金 申請用紙
- 進学就職祝い金 申請用紙
- 傷病見舞金 申請用紙

### 【分会活動】

- 四点確認(校長交渉の要請書 ひながた)

### 【人事異動に関する書類】

- 校長交渉で用いる要望書(ひな型)
- 重点異動・留任希望調査書(分会用)
- 重点異動・留任 要望書(本人希望用)